

令和6年7月19日

安曇野市教育委員会

令和6年7月定例会

会 議 議 案

安曇野市教育委員会

議案第 1 号	教育部 学校教育課
令和 6 年 7 月 19 日提出	(課長)上條貴芳 (担当係長) 高橋満

タイトル	令和 6 年度 第 1 回総合教育会議について
協議を要する事項の内容	総合教育会議に係る協議案件、資料等について承認を求めるもの
要旨	
説明	安曇野市情報公開条例（平成 18 年安曇野市条例第 5 号）第 5 条第 1 項第 5 号に規定する自治体の実施機関等の内部における審議、検討又は協議に関する情報で、公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれのある案件に該当するため非公開とします。

議案第2号	教育部 各課
令和6年7月19日提出	

タイトル	共催・後援依頼について																	
決定を要する事項の内容	教育委員会の共催・後援依頼についての協議																	
要旨	<table><tr><td>課名</td><td>共催</td><td>後援</td></tr><tr><td>学校教育課</td><td>1 件</td><td>1 件</td></tr><tr><td>生涯学習課</td><td></td><td></td></tr><tr><td>文化課</td><td>1 件</td><td>2 件</td></tr><tr><td>子ども家庭支援課</td><td></td><td>2 件</td></tr></table>			課名	共催	後援	学校教育課	1 件	1 件	生涯学習課			文化課	1 件	2 件	子ども家庭支援課		2 件
	課名	共催	後援															
	学校教育課	1 件	1 件															
	生涯学習課																	
	文化課	1 件	2 件															
	子ども家庭支援課		2 件															
(詳細 別紙)																		
○安曇野市教育委員会の共催及び後援等に関する取扱基準（平成21年教育委員会告示第 9 号） （定義） 第 2 条 この基準における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。 （1） 行事 講演会、演奏会、展覧会等の集会、体育大会等の催し物をいう。 （2） 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。 （3） 後援 行事の趣旨に賛同し、名義の使用を承認することをいい、責任の負担はしないことをいう。 （審査基準） 第 3 条 教育委員会は、次の各号に掲げるいずれかの団体が主催する行事は、共催又は後援するものとする。 （1） 国又は地方公共団体 （2） 学校又は学校の連合体 2 教育委員会は、前項の団体以外が主催する場合は、次に掲げる事項を満たすことが明らかに確認できるものに限り、共催又は後援をするものとする。 （1） 行事の内容が教育、学術、文化及びスポーツの普及向上に寄与するものであること。 （2） 公益性のあるもので営利を目的としないものであること。 （3） 政治活動又は宗教活動と認められないものであること。 （4） 参加者等の参集予定範囲が市内全域又はそれ以上であること。 （5） 入場料、参加料、出品料等の経費を主催者が徴収するものについては、その経費の算出等について配慮がなされており、営利事業的なものでないこと。 （6） 団体内の親睦等が主たる目的ではないこと。 （教育長の専決範囲） 第 4 条 後援の承認について、教育長が専決できる行事は次に掲げるとおりとする。 （1） 前条第 1 項に規定する行事 （2） 過去に教育委員会が承認した行事（団体又は行事が、前条第 2 項の規定を満たしているか判断し難いものは除く。）																		

学校教育課

■第52回長野県知事杯争奪小・中学卓球大会

主催：大北卓球連盟

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R5	R4	R3	所管課意見
大北卓球連盟 山崎 晃	開催目的の徹底を図ると共に、より多くの小・中学生に参加していただくため。	6月20日	令和6年8月7日(水)	安曇野市総合体育館 (ANCアリーナ)	・長野県の小中学生の卓球技術の向上とスポーツを通しての健全育成のため。 ・子どもの運動やスポーツ機会の充実を目指すと共に、地域のスポーツクラブの発展・充実に資するため。	約700人の小中学生参加 男女別シングル(全学年の部、中1の部、小学生の部)、男女別ダブルス	-	-	-	基準第3条第2項により可

■長野県音楽教育学会安曇野大会

主催：長野県音楽教育学会

種別(共催)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R5	R4	R3	所管課意見
長野県音楽教育学会 牛越 雅紀	安曇野の音楽教育の振興と発展に寄与するため。	7月4日	令和6年11月8日(金)	三郷中学校・堀金小学校・安曇野市豊科公民館	長野県の学校音楽教育現場における課題を把握し、安曇野らしさを大切にした研究を行い、成果を発信していく。	三郷中学校及び堀金小学校において授業公開を行い、県内各地より200名程度の参加者による授業研究会を行う。午後は全体として、富澤裕先生による講演会、穂高神社の音様に由来する演奏及び音楽学会安曇野大会合唱団による演奏発表を行う。	-	-	-	基準第3条第2項により可

文化課

■ 梯剛之「子どもに伝えるクラシック」親子鑑賞会

主催：梯剛之安曇野応援団

種別(共催)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R5	R4	R3	所管課意見
梯剛之安曇野応援団 代表 宮下 亮彦	梯剛之さんの「子どもに伝えるクラシック」演奏を聴くことは、子供たちの情操教育などに大きな効果が期待できる。	7月4日	令和6年9月15日(日)	豊科交流学習センター「きぼう」多目的交流ホール	盲目の天才ピアニスト梯剛之氏の演奏を鑑賞することにより、音楽の素晴らしさと梯剛之さんの豊かな生き方に学ぶ。	「子どもに伝えるクラシック」の一環としてショパンやモーツァルトなどの曲の演奏を聴く。	-	-	○	基準第3条第2項により可

■ 能登半島地震復興支援チャリティー企画-五街道雲助師匠人間国宝認定、林家つる子師匠真打昇進記念 駿河台の商家たちIN松本

主催：中央大学学員会長長野県中(信)支部 明治大学校友会松本地域支部

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R5	R4	R3	所管課意見
中央大学学員会長 野県中(信)支部 支部長 小林 治雄	震災復興という社会貢献活動に関わりながら、落語を通じて文化教養への関心を高めていただく。	7月4日	令和6年10月6日(日)	松本深志神社 梅風閣	能登半島地震の早期復興を願い、中央大学OB会と明治大学OB会が合同で、社会貢献活動の一環として文化教養意識の向上にも寄与する落語会を開催するもの。	落語会の開催	-	-	-	基準第3条第2項により可

■ 塩の道コンサート in 安曇野松川

主催：有明山語りの会

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R5	R4	R3	所管課意見
有明山語りの会 会長 網島 裕子	大糸線エリアの広域の大衆文化と歴史を紹介し、民俗の承継に資するため。	7月8日	①令和6年9月15日(日)28日(土) ②塩の道街道の民話の紹介	松川村すずの音ホール	広域の地域づくり活動として、明治時代の教育文化の紹介と、民話の語りコンサート。	①パネル展：奉納絵馬句額と安曇節の紹介 ②コンサート：塩の道街道の民話の紹介	-	-	-	基準第3条第2項により可

子ども家庭支援課

■里親さんを知る日in松本

主催：松本赤十字乳児院

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R5	R4	R3	所管課意見
松本赤十字乳児院 院長 樋口 忠幸	子どもの「家庭での暮らしを保証する『里親』について知る催しであり、幅広い後援により、市民に広くその目的等(家庭用行くの必要性)を浸透することは、子どもを育む環境の充実につながる事が期待できる。	6月18日	令和6年10月13日(日)	信毎メディアガーデン	一般の方に里親制度について知ってもらうとともに里親になるきっかけとする。	講演会、パネルディスカッション、写真パネル展示、制度説明(個別)、DVD上映、チラシ配布等	-	-	-	基準第3条第2項により可

■あづみのフリマと子どもマルシェ

主催：あづみのフリマ実行委員会

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R5	R4	R3	所管課意見
あづみのフリマ実行委員会 子 沙智 壹岐	サイズアウトした子ども服等を中心にリユースし、子ども達の為に循環したい為。SDGsの取り組みを推進・啓発したい為。子どもたちに物づくりを通して自分らしさを見つけた経験の場を提供し活用して欲しい為。	7月8日	令和6年10月5日(土)午前10時~午後2時	ANCアリーナ 西側芝生広場	不要な物を次の必要な方へ繋ぎリユースすることによってゴミを減らす取り組みを行いたい。エコ活と地域活性化の推進。SDGs12番「つくる責任と使う責任」の目標をこども達に知ってもらいたいものづくりに活かしてもらおう。	家庭で不要になった子ども用品(おもちゃ・絵本・衣類)や大人衣類・雑貨等を中心に販売していただく。子ども達が自分で考え制作したものを販売する。どちらも食品はNG。 1区画:車面5X3M(24区画予定)、青空3X3M四方(80区画予定)、こども1.5X3M(18区画予定)出店者は予めSNS等で募集する。飲食3X3M四方(12ブース予定)	-	-	-	基準第3条第2項により可

議案第 3 号	教育部こども園幼稚園課
令和 6 年 7 月 19 日提出	(課長)佐々木真貴 (担当係長)竹内斎司

タイトル	安曇野市立認定こども園条例施行規則の一部改正について
決定を要する事項の内容	標記規則の改正に係る承認を求めるもの。
要旨	標記規則の一部を改正し、給食費の月額を公定価格に合わせ引上げするため、所要の改正を行うもの。
説明	1 一部改正の内容 (1) 子ども・子育て支援法施行令(平成 26 年政令第 213 号)第 4 条第 1 項第 2 号に規定する満 3 歳以上保育認定子ども及び同条第 2 項に規定する満 3 歳未満児保育認定子どもの給食費の月額を公定価格に合わせ、4,500 円から 4,800 円に 300 円の引上げを行う。 (2) 子ども・子育て支援法施行令第 4 条第 1 項第 1 号に規定する教育認定子どもの給食費の月額を上記に倣い 2,500 円から 2,800 円に 300 円の引上げを行う。 (3) 給食費の月額については、当分の間、別表第 1 中「4,800 円」とあるのは「4,500 円」と、別表第 2 中「2,800 円」とあるのは「2,500 円」とする給食費の月額の特例を設けるもの。 2 施行日 令和 6 年 8 月 1 日 (以 上)

○安曇野市立認定こども園条例施行規則（令和４年安曇野市教育委員会規則第５号）

改正後		改正前																					
(長時間保育料等の額) 第10条 条例第15条第2項及び第16条第2項に規定する規則で定める額は、別表第1及び別表第2のとおりとする。 (保育料等の減免) 第11条 条例第18条に規定する必要があると認めるときとは、次に掲げる場合をいい、保育料、長時間保育料又は給食費（以下「保育料等」という。）の減免は次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 (1) 失業、疾病等により著しく所得が減少し、保育料等の納付が困難であると認めるとき 申請があった日（以下「申請日」という。）の属する年度の保育料等のうち、申請日の属する月の翌月以後の保育料等について申請日の属する月の前3月分の収入により推定される1年間の世帯の所得に係る市町村民税所得割合算額（教育・保育給付認定保護者（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者をいう。以下同じ。）及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者の市町村民税所得割の合算額をいう。以下同じ。）に応じた階層区分の保育料等の月額に相当する額に減額するものとする。 (2)・(3) (略) 2・3 (略) 附 則 1・2 (略) (給食費の月額の特例) 3 給食費の月額については、当分の間、別表第1中「4,800円」とあるのは「4,500円」と、別表第2中「2,800円」とあるのは「2,500円」とする。 別表第1（第10条関係）		(長時間保育料等の額) 第10条 条例第15条第2項及び第16条第2項に規定する規則で定める額は、別表第1及び別表第2のとおりとする。 (保育料等の減免) 第11条 条例第18条に規定する必要があると認めるときとは、次に掲げる場合をいい、保育料、長時間保育料又は給食費（以下「保育料等」という。）の減免は次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 (1) 失業、疾病等により著しく所得が減少し、保育料等の納付が困難であると認めるとき 申請があった日（以下「申請日」という。）の属する年度の保育料等のうち、申請日の属する月の翌月以後の保育料等について申請日の属する月の前3月分の収入により推定される1年間の世帯の所得に係る市町村民税所得割税額に (2)・(3) (略) 2・3 (略) 附 則 1・2 (略) 別表第1（第10条関係）																					
<table><tr><th colspan="2">各月初日の支給認定を受けた保護者の属する世帯の階層区分</th><th>長時間保育料の30分ごとの月額</th><th>長時間保育料の30分ごとの日額</th><th>給食費の月額</th></tr><tr><th>階 層</th><th>定義</th><th colspan="3">税額による世帯の区分</th></tr></table>		各月初日の支給認定を受けた保護者の属する世帯の階層区分		長時間保育料の30分ごとの月額	長時間保育料の30分ごとの日額	給食費の月額	階 層	定義	税額による世帯の区分			<table><tr><th colspan="2">各月初日の児童の属する世帯の階層区分</th><th>長時間保育料の30分ごとの月額</th><th>長時間保育料の30分ごとの日額</th><th>給食費の月額</th></tr><tr><th>階 層</th><th>税額による世帯の区分</th><th colspan="3"></th></tr></table>		各月初日の児童の属する世帯の階層区分		長時間保育料の30分ごとの月額	長時間保育料の30分ごとの日額	給食費の月額	階 層	税額による世帯の区分			
各月初日の支給認定を受けた保護者の属する世帯の階層区分		長時間保育料の30分ごとの月額	長時間保育料の30分ごとの日額	給食費の月額																			
階 層	定義	税額による世帯の区分																					
各月初日の児童の属する世帯の階層区分		長時間保育料の30分ごとの月額	長時間保育料の30分ごとの日額	給食費の月額																			
階 層	税額による世帯の区分																						

改正前												改正後											
第4		の9月分から3月分までの利用者負担額の算定にあつては当該年度分の市町村民税所得割合算額が右欄の区分に該当する世帯	合を除く。)	市町村民税所得割合算額77,101円以上97,000円未満	1,500円	200円	2,800円	月分までの利用者負担額の算定にあつては当該年度分の市町村民税の額が右欄の区分に該当する世帯	第4	市町村民税所得割課税額97,000円未満	1,500円	200円	2,500円										
第5		市町村民税所得割合算額97,000円以上169,000円未満	市町村民税所得割合算額	市町村民税所得割合算額97,000円以上169,000円未満	2,400円	200円	2,800円	市町村民税所得割課税額169,000円未満	第5	市町村民税所得割課税額169,000円未満	2,400円	200円	2,500円										
第6		市町村民税所得割合算額169,000円以上	市町村民税所得割合算額	市町村民税所得割合算額169,000円以上	3,000円	200円	2,800円	市町村民税所得割課税額169,000円以上	第6	市町村民税所得割課税額169,000円以上	3,000円	200円	2,500円										

改正後

③ 相父母の状況（※世帯分離や同一敷地内に居住している場合は、「同居」とみなしてください。また、ご健在の方のみご記入ください。）

区分	(フリガナ)氏名	子どもの氏名 (同上の場合は〃で入力)	住所	職業等	障がい	同居・別居
父方		祖父			☐	同居・別居
母方		祖母			☐	同居・別居

④ 保育の必要性・理由と希望する保育の必要量等
(希望する利用時間を記入し、【2号・3号】か、【1号】のどちらかのみにお書きください。)

希望利用時間	午前	時	分	(休憩の時間)	午後	時	分	(お迎えの時間)
保護者の労働又は疾病等の理由により、保育施設等において保育の利用を希望する方 保育を必要とする理由（該当する理由に✓をしてください） ☐ 就労・ ☐ 妊娠・出産・ ☐ 疾病・障がい・ ☐ 介護等・ ☐ 災害復旧・ ☐ 求職活動・ ☐ 就学 ☐ 虐待やDVのおそれ・ ☐ その他（ 【2号・3号】 ☐ 就労・ ☐ 妊娠・出産・ ☐ 疾病・障がい・ ☐ 介護等・ ☐ 災害復旧・ ☐ 求職活動・ ☐ 就学 ☐ 虐待やDVのおそれ・ ☐ その他（ 保育の必要性ありの方 ☐ (1) 短時間（午前8時30分から午後4時30分までの1日8時間まで） ※1か月6時間以上の就労や、介護や就学などの場合 ☐ (2) 標準時間（午前7時30分から午後6時30分までの1日11時間まで） ※1か月12時間以上の就労や、介護や就学、出産月を除く前3か月、産後6か月間など 長時間保育 ☐ 利用する ☐ 利用しない 土曜保育 ☐ 利用する ☐ 利用しない 【1号】 3歳以上児で上記の必要とする理由に該当しないが、保育施設等の利用を希望する方 希望する時間 ☐ 午前9時から午後3時 1日6時間まで 保育の必要性なしの方 ☐ 利用する ☐ 利用しない								

⑤ 家庭の状況等

家庭の状況	☐ ひとり親世帯 ・ ☐ 在宅障害児（者）のいる世帯 ・ ☐ 左記以外
ひとり親世帯 (※対象世帯のみ記入)	保険証（ ☐ 社保【本人・扶養】・ ☐ 国保【世帯主・その他】・ ☐ 共済組合【本人・扶養】・その他） 児童扶養手当受給（ ☐ 有・ ☐ 無） 発生日（ ☐ 離婚・ ☐ 死別・ ☐ 未婚・ ☐ その他）
生活保護の適用	無・有（ 年 月 日 保護開始）

⑥ 児童の健康状態

該当する項目に✓をしてください	☐ 健康である ・ ☐ 病弱である ・ ☐ 発達に心配がある ・ ☐ 食物アレルギーがある その他（集団保育の上で心配なことがある場合などは記入してください。）
-----------------	---

⑦ 情報閲覧等の同意

情報閲覧等の同意	☐ 保育の利用に関する市県民税及び世帯情報、健康管理や口潜に進めるための母子保健情報を閲覧及び調査することについて同意します
----------	---

改正後

様式第1号(第6案関係)
年度

受付印

受付者印

支給認定申請書（施設型給付費・地域型保育給付費等）・現況届書
兼 保育施設等利用申込書・児童台帳

(宛先) 安曇野市長
(宛先) 安曇野市教育委員会
次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費等に係る支給認定を申請し、保育施設等への入園を申込みます。
次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費等に係る支給認定を申請し、保育施設等への入園を申込みます。（記名押印で代えて署名することができます。）

種別（該当に○）	支給認定・現況届 入園（認定こども園・保育所・地域型保育・幼稚園）・転園	子どもが入園中の園（該当者のみ） 認定こども園 保育所・幼稚園		
氏名	(フリガナ)	子どもの続柄	性別	
居住地	申請時の住所 〒 - 安曇野市	生年月日 年 月 日	現在年齢 年 月 日	転入（予定）年月日 年 月 日
連絡先 (第一連絡先 〇印を記入)	自宅 父 母 携帯・勤務先・その他 携帯・勤務先・その他	勤務先等	障がい	☐
申請に係る子ども	(フリガナ)氏名 生年月日 年 月 日	現在年齢 年 月 日	性別 男・女	身体障害者手帳・療育手帳の有無 有・無

① 利用を希望する期間、施設（事業者）名を記入してください。

利用を希望する期間	年 月 日から 年 月 日	小学校就学前まで	
希望施設	第1希望 認定こども園 保育園 幼稚園	第2希望 認定こども園 保育園 幼稚園	第3希望 認定こども園 保育園 幼稚園
第4希望 認定こども園 保育園 幼稚園	第5希望 認定こども園 保育園 幼稚園	※利用問題により第1希望に入園できず、第2希望以降が未記入の場合は、希望がないものとみなし、他園の入園ができないとなります。	

② その他の世帯員 ※父母が単身赴任中や別居中（離別を除く）の場合も世帯員に含めてください。

区分	(フリガナ)氏名	子どもの続柄	生年月日 年 月 日	現在年齢 年 月 日	性別	勤務先又は 学校名等	障がい 障がい
子ども以外 世帯員全員を記入してください。			年 月 日	年 月 日	男・女		☐
			年 月 日	年 月 日	男・女		☐
			年 月 日	年 月 日	男・女		☐
			年 月 日	年 月 日	男・女		☐
			年 月 日	年 月 日	男・女		☐
			年 月 日	年 月 日	男・女		☐

○相父母は裏面へ記載してください。○字は楷書ではっきりと書いてください。

改正後

日
月
年

(宛先) 安曇野市教育委員会 (届出を行う保護者) 住所: 連絡先: 子どものための教育・保育給付に係る支給認定の変更 (届出事項の変更) について、次のとおり申請します。

以下の該当する変更事項にチェック (☑) してください。

[illegible]

以下の該当する変更事項にチェック (☑) してください。

[illegible]

※変更がある場合は、前月25日までに保有施設等に提出してください。※変更後の入所要件等は、提出された月の翌月からの適用となります。

[illegible]

報告第 1 号	教育部 学校教育課
令和 6 年 7 月 19 日提出	(課長)上條貴芳 (係長)高橋満

タイトル	穂高北小学校スクールバスに係る陳情について
要旨	令和 6 年 6 月定例会で採択された陳情について、議会より教育長宛に送付があり、これを収受したので、報告するもの。
要旨	1 件名 穂高北小学校狐島区スクールバス等の、児童の安全確保を目的とした柔軟な運用について 2 陳情事項 (1) 穂高北小学校狐島区スクールバスの通学距離による利用基準を緩和すること。 (2) スクールバス停留所は、児童が歩道を歩き安全に登下校できる場所を基本とすること。 (3) (1)(2)は、状況の変化に応じ見直していくこと。 (4) 全ての安曇野市立小学校 1 のスクールバス運行について、見直しと改善を図ること。 3 市議会の対応 採択 (以 上)



6 議会第 388 号
令和 6 年 7 月 2 日

安曇野市教育委員会
教育長 橋渡 勝也 様

安曇野市議会議長 松枝 功



陳情の送付について

令和 6 年安曇野市議会 6 月定例会（6 月 27 日）において採択した陳情について、参考までに下記のとおり送付します。

記

1 陳情件名

穂高北小学校狐島区スクールバス等の、児童の安全確保を目的とした柔軟な運用についての陳情

2 送付書類

- ・ 陳情書
- ・ 委員会審査報告（該当部分のみ抜粋）

議会事務局 参 事：青木 規素 議事係：兼井 聖太 内線 710-3412
--

陳 情 書



2024年5月27日

安曇野市議会

議長 松枝 功 様

399-8302 安曇野市穂高北穂高 892 番地 1

代表・狐島地区子ども育成会安全指導部 大谷 健史

399-8302 安曇野市穂高北穂高 750 番地

穂高地区 狐島区長 柿本 豊

399-8302 安曇野市穂高北穂高 441 番地 13

狐島区こども育成会長 松波 将司

穂高北小学校狐島区スクールバス等の、
児童の安全確保を目的とした柔軟な運用についての陳情

陳情の趣旨

現在、安曇野市小学校スクールバスの利用基準は通学距離が片道 4km 以上の児童を基本としている。一部 4km 未満でも乗車を許可しており、その背景には、歩道の設置が無い通学路を通らざるを得ないことや山間部で民家の少ない場所を通学することなど、児童に関わる安全を確保する目的がある。バス停の変更は利用者と運航業者の了承が得られれば可能とされている（資料.1）。

狐島区は、穂高北小学校から通学路経由で約 2.4～5.0 km に位置している（資料.2）。狐島区全児童の通学路には県道 307 号線（下木戸有明停車場線）青花見地区公民館～北穂高認定こども園の区間が含まれている。この区間は交通量が多い上に、道路の幅が非常に狭く、歩道も設置されていない。また、道路に接する民家のブロック塀が高く、見通しが悪いところも多く、非常に危険な状況である（資料.3）。

交通量が多い原因の一つは、安曇野市が整備し今後拡張が予定されている青花見工場団地の通勤経路となっている事である。加えて、松本糸井川連絡道路のインターチェンジ開設が予定されており、近い将来さらに交通量が増え、危険性が増悪する見込みである。

このような危険を避けるため、この区間を徒歩通学する狐島区の児童は皆無であり、スクールバスを利用するか保護者が青花見公民館前まで送迎しており、通学路の安全確保は喫緊の課題である。

現在狐島区の児童は、通学距離が片道 4.0km (1.2 年生のみ 3.5km) 以上はスクールバスの利用が認められている。スクールバスの運行範囲は、登校時は自宅付近の停留所から青花見公民館まで、下校時は穂高北小から北穂高認定こども園までとなっており、全ての児童は 2km 以上を自力で登下校を行っている。また、通学路で最も危険な上記の区間を通して児童が登下校しないように、登校時と下校時の停留所を別にするといった柔軟な運用をすでに行っており、一部の児童に対しては安全を確保する方策がとられている。

一方、通学距離 4km 未満の児童は、上記の通学路で最も危険な区間を徒歩で登下校することを強いられている。また、県道 307 号線では、高橋節郎記念美術館から下木戸の区間で歩道が無く、道路脇の用水路は幅が広く蓋もかぶされていない。そこをスピードを出して走る自動車の交通量が多く、非常に危険な状況にある。さらに、下木戸の多くの児童は横断歩道も信号もない県道 85 号を横断して帰宅している状況であり、非常に危険な登下校を強いられている (資料. 4. 5. 6)。

そこで、安曇野市のスクールバスについて、児童の安全と交通安全を確保するために、以下の 4 項目をお願いいたします。

陳情の事項

1. 穂高北小学校狐島区スクールバスの通学距離による利用基準・片道 4.0km (1.2 年生のみ 3.5km) 以上を 2.3km 以上等と緩和し、危険区域を徒歩で通学する児童が全員乗車できるように配慮してください。
2. スクールバス停留所については、児童が歩道を歩き安全に登下校のできる場所を基本としてください。
3. 前記 1. と 2. については、バス通学児童の状況の変化を鑑み、適宜見直しを行ってください。
4. 本陳情は穂高北小学校狐島区スクールバスに留まらず、安曇野市立小学校のすべてのスクールバス運行について、必要に応じて見直しと改善がなされるよう望むものです。

添付資料 1) スクールバス運行の課題について (PTA 連合会資料)

2) 通学路安全マップ

3) 4) 5) 6) 通学路写真

スクールバス運行の課題について（PTA連合会資料）

平成31年2月6日

安曇野市教育委員会

【現状】

安曇野市のスクールバスの利用基準は通学距離が片道4km以上の児童を基本としています。が、旧町村の運行基準をそのまま準用しているため、4km未満でも乗車を許可している地域や中学生が利用している地域があります。

4km未満でも乗車を許可している背景には、歩道の設置が無い通学路を通らざるを得ないことや山間部で民家が少ない場所を通学することなどの児童生徒にかかわる安全を確保する目的があります。

《スクールバスを運行している学校》

豊科南小学校、豊科東小学校（タクシー）、穂高北小学校、穂高西小学校、三郷小学校、明南小学校、明北小学校、明科中学校。

【課題】

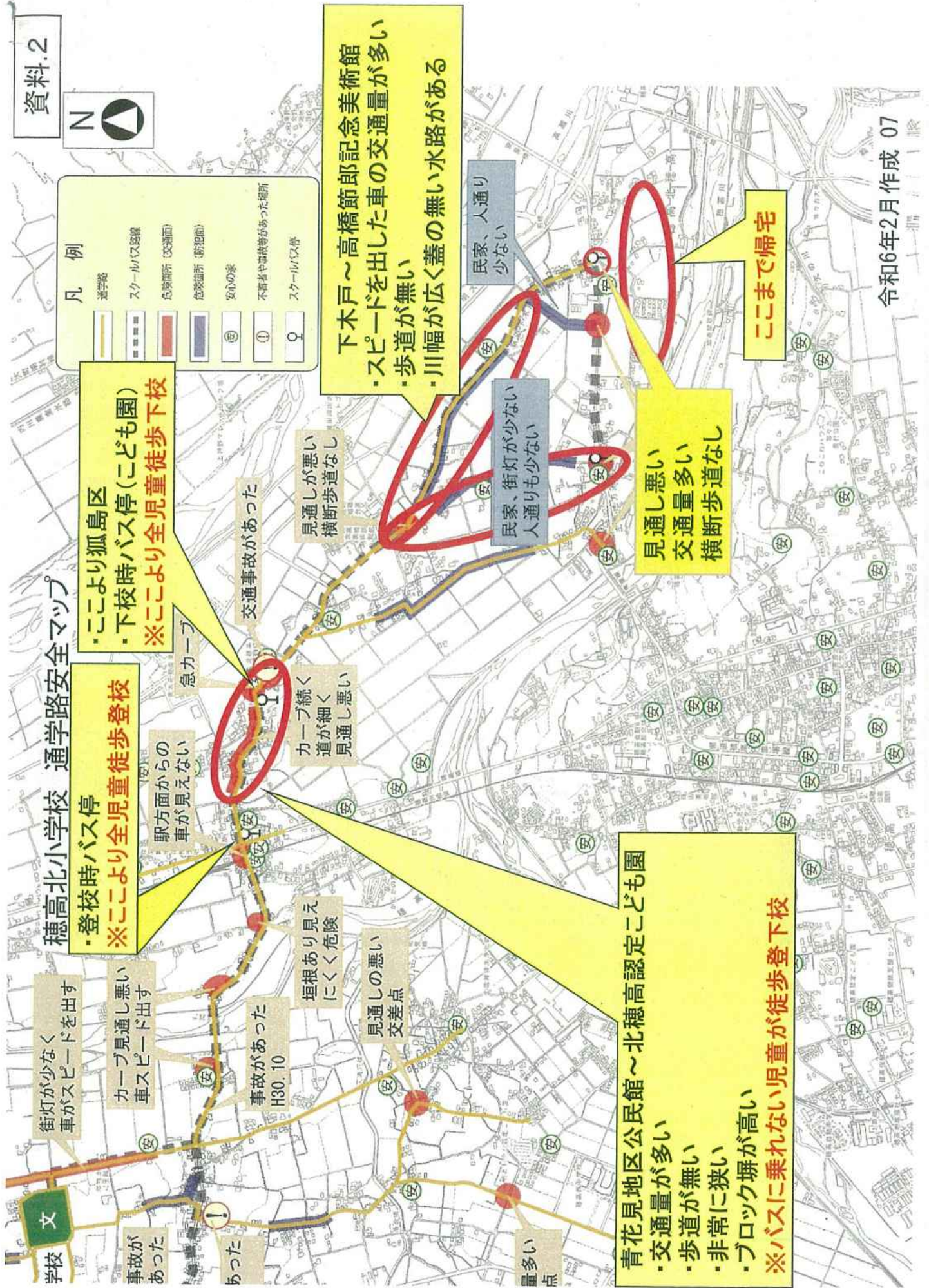
開発等で今まで農地だったり、空き地だったりした場所に住宅が建設されるようになったことで、バス利用者の境界が判定しにくくなってきている現状があります。

障害者差別解消法では、特別支援学級への児童生徒受け入れに関する合理的な配慮を求められていることから、関係する児童生徒の通学について問い合わせが多くなってきています。

また、不審者や野生動物の出没が多くなるにつれ、スクールバスの利用範囲拡大やバス停の変更にかかわる要望も多くなってきています。

【上記の課題解決に向けた考え方】

- ①利用者の判定については、過去の経過や現状を踏まえ、最終的には学校の判断に委ねざるを得ない。
- ②特別支援学級に就学する児童生徒の利用については、教育委員会、学校、保護者で調整が必要。
- ③バス停の変更は利用者と運行業者の了承が得られれば可能と考える。
- ④利用範囲の拡大については、運行基準を超える場所への居住や開発などには対応が必要と考えるが、基準以下の範囲拡大は実質困難である。
- ⑤不審者や野生動物の出没については、スクールバスの路線外でも起こりうることであるため、基本的には利用者の拡大は困難と考える。特別な地域において期限付きの対応であれば検討の余地あり。
- ⑥利用範囲の拡大は、利用者の利害関係や業者の対応、予算措置など多くの課題があるため慎重に議論する必要がある。
- ⑦単純に利用範囲を広げるのではなく、地域や団体の協力、現状行われている活動の中で対応が可能であれば連携して解決方法を見つきたい。



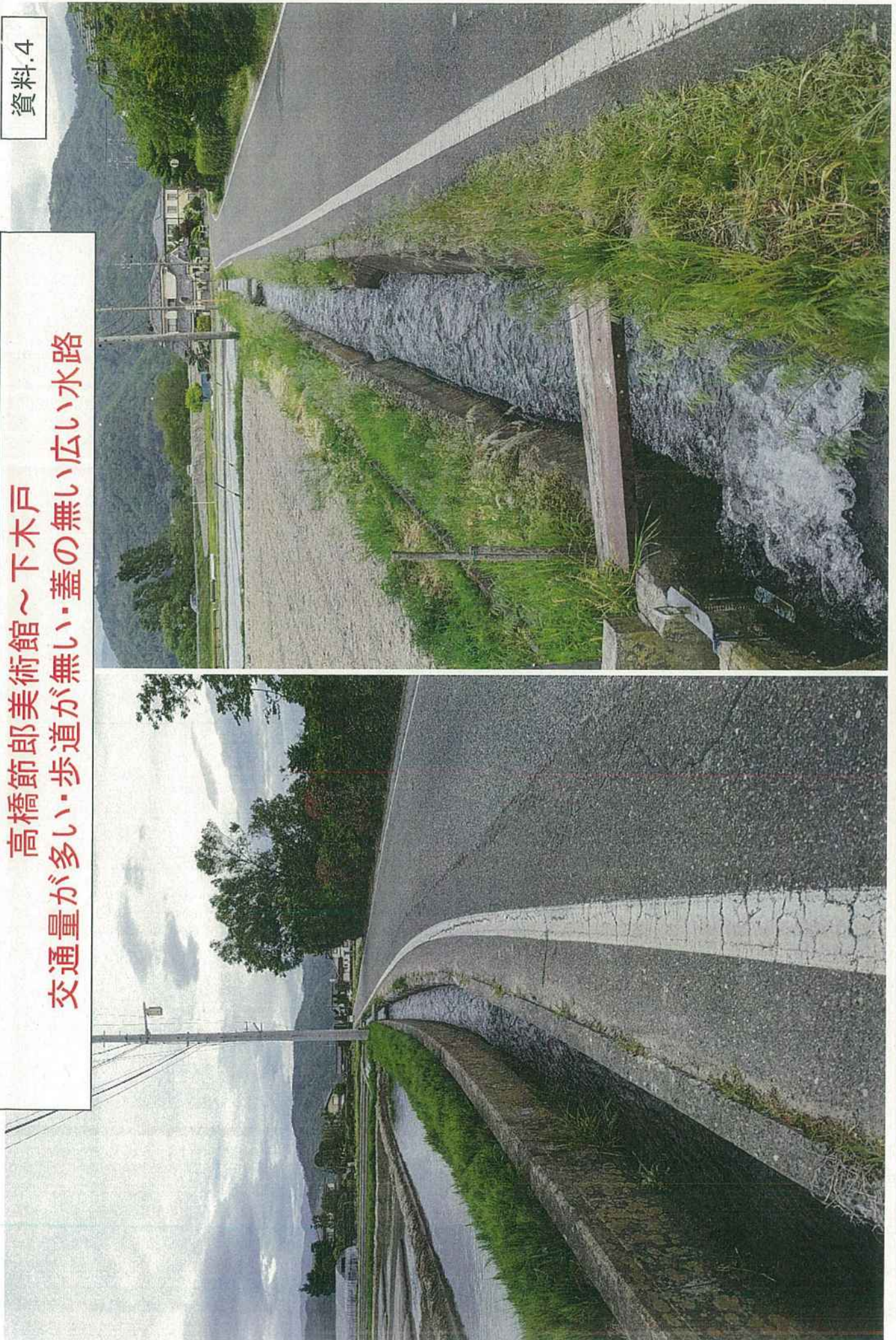
青花見公民館～北穂高認定こども園
交通量が多い・歩道が無い狭い・高いブロック塀に囲まれる



高橋節郎美術館～下木戸

交通が多い・歩道が無い・蓋の無い広い水路

資料.4



県道85号 下木戸公民館前
横断歩道が無い道を横断



県道85号 下木戸公民館～常盤橋間
横断歩道が無い道を横断



福祉教育委員会審査報告

陳情第 1 号	穂高北小学校狐島区スクールバス等の、児童の安全確保を目的とした柔軟な運用についての陳情
審査内容	(委員の意見) ・子供の命を危険にさらすという選択肢はあってはいけけないので、予算がないとか、人がいないとかは理由にならないと思う。 ・陳情者から、学校に話合いの場をつくっていただきたいと要望があったが、すぐにでも可能なのではないかな。 ・危険度があまりにも高い場所は、即座に危険を排除する工夫を取ってほしい。
	(審査を継続したいとする意見) ・子供たちの安全のために早急に手を打たないといけけないことは分かるが、検証や所管部との話を聞きたい。継続審査を申請したい。
審査結果	上記のような審査を継続したいという意見について、諮ったところ、賛否同数となり、委員会条例第17条第1項の規定により、委員長が「継続審査としないもの」と裁決し、討論に移りました。
審査内容	(委員の意見) 教育委員会、学校、関係者、道路管理者も含めて、現場を見てもらいたい。
	(再度、審査を継続したいとする意見) 教育委員会等も一緒に現場を確認し、現地調査をすると答弁をいただいた。委員会も一緒に現地調査をして一番いい形に持っていきたい。再度継続審査を出したい。
審査結果	上記のような審査を継続したいという意見について、諮ったところ、賛否同数となり、委員会条例第17条第1項の規定により、委員長が「継続審査としないもの」と裁決し、討論に移りました。
審査内容	(一部採択したいとする意見) 陳情項目が4項目出ているが、全てに対して一度に採択や不採択という結論が出ないため、一部採択をしたい。
審査結果	上記のような審査を一部採択したいという意見について、諮ったところ、賛否同数となり、委員会条例第17条第1項の規定により、委員長が「一部採択としないもの」と裁決し、討論に移りました。
審査内容	(採択に反対の意見) 趣旨は理解するが、陳情項目として理解できていない部分がある。現状をもっと知りたいし、スクールバス運行は重要で、もっと話し合うべきだと思い、反対する。
	(採択に賛成の意見) ・ボランティアといった人手や人の気持ちに頼るのではなく、仕組みで安全を担保していく方向に早く移ってほしいと思い、賛成する。 ・事故があって、全国的に点検がされてグリーンベルトがついたことがある。教育委員会から現地を関係者で視察すると言っていたので、すぐにできることはある。すぐにできないことはしっかり考えてもらいたいという意味で、賛成する。
審査結果	上記のような採択に反対の意見がありましたが、採決を行った結果、願意妥当とする意見多数で、「採択すべきもの」と、決定いたしました。

報告第2号	教育部 学校教育課
令和6年7月 19 日提出	(課長) 上條貴芳 (担当) 塩原邦哲

件名	穂高北小学校スクールバスに係る要望について
要旨	豊里区におけるスクールバス利用に係る従来の乗車基準を見直し、令和6年4月から運行を開始した。この度、人家の少ない田園地帯や野生鳥獣の出没区域が通学路となっている地理的状况から、安全確保のため、さらに乗車基準を見直し、豊里区全児童がスクールバスを利用できるように要望書が提出されたものを報告するもの。
説明	経過 穂高北小学校におけるスクールバス利用基準は学校から片道4km以上とし運用されてきたところ、野生鳥獣の出没や気候変動に対する体力面の不安、人家のない区間の通学を余儀なくされることからの安全面の不安等を危惧し、豊里区からスクールバスの利用基準の緩和を求める要望は以前から繰り返されてきた。 令和5年度に同区から、危機管理に不安がある低学年児童についてだけでも、救済措置としての基準緩和を求める要望がされた。 これを受け、利用基準を一部見直し、1,2学年の低学年で、所定のバス停まで徒歩で行けること、下校時に相当の距離にわたり単独下校となること、通学距離が3.5km以上である等の条件を満たす児童については、スクールバス利用を認めることとし、令和6年4月から運用が開始されている。 今回の要望は、4月から認められた児童についても3学年に達した後は、単独通学となり安全確保が十分に保てない状況に陥ることが懸念されるため、さらに利用基準を見直し「豊里区全児童のバス利用を求める」ことを主旨としたものである。 (以 上)

安曇野市 教育委員会
教育長 橋渡 勝也 様



令和6年6月8日

豊里区
区長
育成会長
小学校PTA会長

田中 博
宇田川 隆
宇田川 隆



バス通学に関する要望書

日頃は児童、生徒の教育指導及び育成活動に特段のご尽力をいただき、感謝申し上げます。

さて、昨年度、小学生児童のバス通学におきまして、皆様ご尽力のおかげをもちまして豊里区内の一部生徒のバス通学の希望が叶い関係者一同感謝申し上げます。

しかしながら、全児童の安全・安心が確保できたかという観点から現状を見ますと未だ不十分と言わざるを得ない状況にあります。豊里区の置かれています地理的状況は通学路の危険が人家の少ない田園地帯や熊の出没が予見される里山地域等、多岐に危険な状況が予想されます。

【要望事項】

昨年同様、スクールバスの利用基準を見直して頂き豊里区全児童の利用を許可していただき登下校時の安全を確保していただくことをお願いいたします。

【状況】

- 1 今年度バス通学を許可していただいた生徒についても3年生になると徒歩通学になり同学年あるいはご近所の生徒がいない状況になれば単独あるいは少人数での登下校になり安全確保が十分でない状況に陥ります。
- 2 現在豊里区におきましては、地域で子供を育て・守る観点で秋祭りや各行事に小学生・中学生が参加しやすい状況を作る努力をしています、地域の子供が分断されることのない通学環境を作り上げることが地域の希望であり、望みでもあります。

報告第3号	教育部 学校教育課
令和6年7月19日提出	(課長)上條貴芳 (担当係長)中田吉成

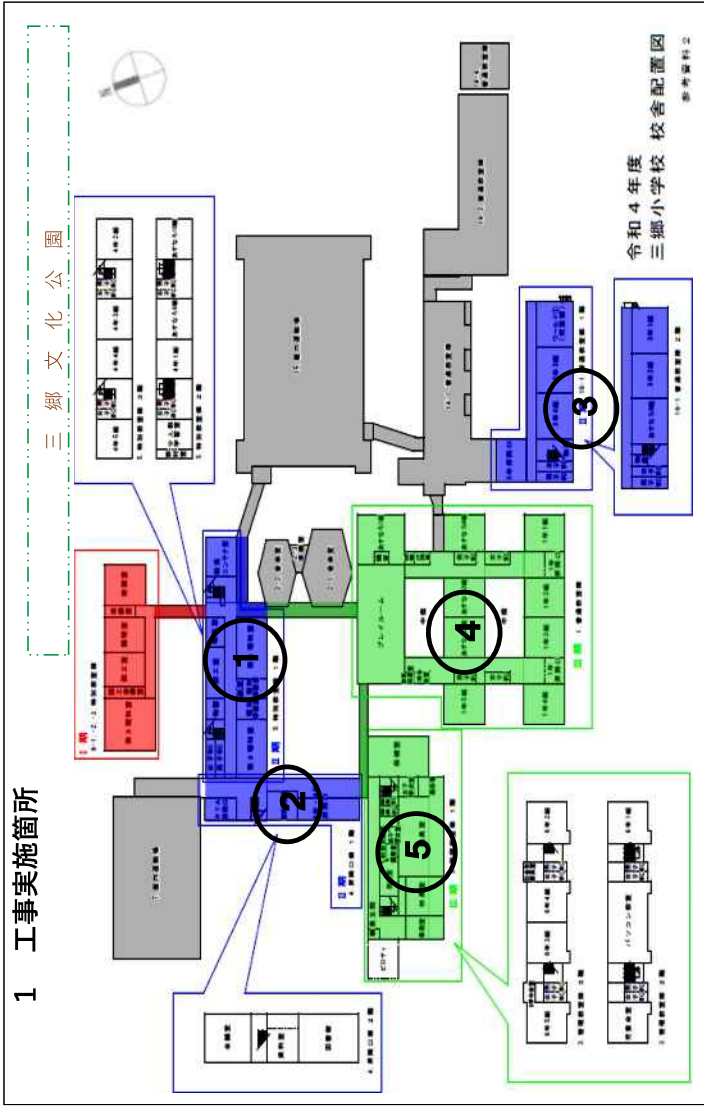
タイトル	三郷小学校長寿命化改良工事 建築主体工事に係る変更契約について
要旨	三郷小学校長寿命化改良工事について、既に契約している建築主体工事に機械設備工事（Ⅰ期・Ⅱ期）の内容を追加する変更契約を行うもの。
	1 経過 三郷小学校長寿命化改良工事（建設主体工事・電気設備工事・機械設備工事）については、令和5年度に建築主体工事、電気設備工事の契約をそれぞれ締結した。しかし、機械設備工事については、令和5年度に実施予定であったⅠ期工事分が8回の入札不調等となっていた。 2 変更契約の内容 既に契約している建築主体工事（契約日：令和5年9月22日、請負業者：北野・山共特定建設工事共同企業体）に機械設備工事Ⅰ期及びⅡ期を加え一体施工する調整が整ったことから、原契約の変更を行う。 3 契約状況 (1) 建築主体工事 請負業者：北野・山共特定建設工事共同企業体 契 約 日：令和5年9月22日 (2) 電気設備工事 請負業者：TOSYS・有賀電気特定建設工事共同企業体 契 約 日：令和5年10月23日 (3) 機械設備工事 当初：契約日から令和8年3月18日までとして公告 令和5年9月8日 入札参加申込なし（特定JV）の他7回の入札を実施したが、不調（応札者なし）。 4 工事概要 裏面工事概要参照

三郷小学校長寿命化改良工事

(令和5年度～令和7年度実施)

1 工事実施計画 (右図)

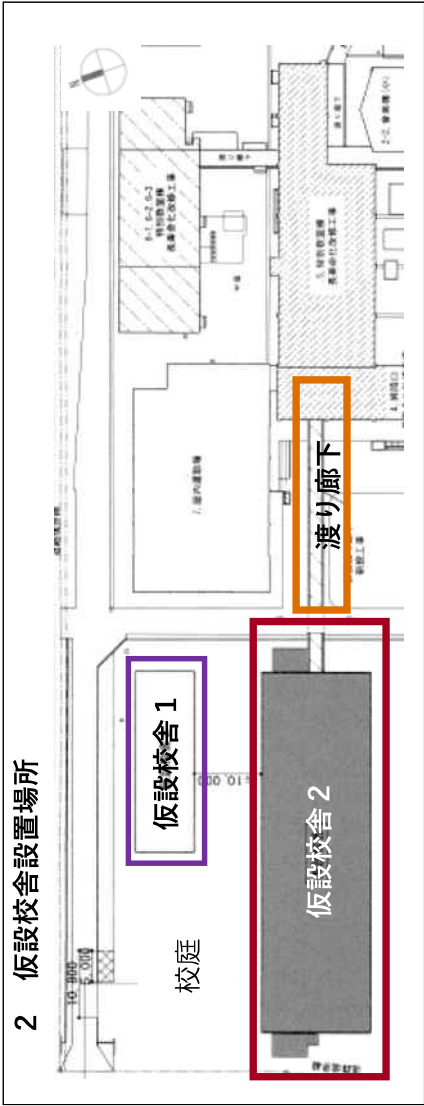
実施年度	実施箇所	階層・面積
令和5年度(Ⅰ期) (赤) 令和6年度	特別教室棟 鉄筋コンクリート	平屋 452㎡
令和6年度(Ⅱ期) (青)	①特別教室、4年生棟 鉄筋コンクリート	3階建 1,603㎡
	②昇降口、図書館棟 鉄筋コンクリート	2階建 718㎡
	③3年生棟 鉄筋コンクリート	2階建 921㎡
令和7年度(Ⅲ期) (緑)	④1年生棟 鉄筋コンクリート	平屋 1,432㎡
	⑤職員室、6年生棟 鉄筋コンクリート	3階建 1,706㎡



2 仮設校舎 (右図)

リース契約にて6月に契約し、令和5年度校庭北側に配置
仮設校舎1を9月末、仮設校舎2を令和6年2月までに設置。
※校庭の使用については、文化公園グラウンドを借用します。

仮設校舎1 (プレハブ)	令和5年度、調理室・図工室使用 令和6年度以降倉庫等	平屋 260㎡
仮設校舎2 (プレハブ)	令和6・7年度使用。普通教室、 特別支援教室、職員室、理科室等	2階建 2,000㎡
渡り廊下	仮設校舎動線用	100㎡



報告第4号	教育部 文化課
令和6年7月19日提出	(課長)三澤 新弥 (係長)堀 久士

件名	安曇野市文化財保存活用地域計画策定協議会委員の委嘱等について
要旨	安曇野市文化財保存活用地域計画策定協議会の委員に委嘱（市職員にあっては任命）することについて報告するもの。
説明	安曇野市情報公開条例（平成18年安曇野市条例第5号）第5条 第1項第2号に規定する個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものに該当するものであるため、非公開とします。

報告第5号	教育部 子ども家庭支援課
令和6年7月19日提出	(課長) 山越 寿彦 (担当) 赤羽 賢一

件名	安曇野市こども計画検討会議委員の委嘱等について
要旨	安曇野市こども計画検討会議の委員に委嘱（市職員にあっては任命）することについて報告するもの。
説明	安曇野市情報公開条例（平成18年安曇野市条例第5号）第5条 第1項第2号に規定する個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものに該当するものであるため、非公開とします。

報告第6号	教育部 各課
令和6年7月19日提出	

タイトル	後援依頼の教育長専決の報告について		
報告を要する事項の内容	教育長専決に伴う報告		
要旨		課名	後援
		学校教育課	3件
		生涯学習課	
		文化課	6件
		子ども家庭支援課	2件
(詳細別紙)			
○安曇野市教育委員会の共催及び後援等に関する取扱基準（平成21年教育委員会告示第9号） （定義） 第2条 この基準における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。 （1）行事 講演会、演奏会、展覧会等の集会、体育大会等の催し物をいう。 （2）共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。 （3）後援 行事の趣旨に賛同し、名義の使用を承認することをいい、責任の負担はしないことをいう。 （審査基準） 第3条 教育委員会は、次の各号に掲げるいずれかの団体が主催する行事は、共催又は後援するものとする。 （1）国又は地方公共団体 （2）学校又は学校の連合体 2 教育委員会は、前項の団体以外が主催する場合は、次に掲げる事項を満たすことが明らかに確認できるものに限り、共催又は後援をするものとする。 （1）行事の内容が教育、学術、文化及びスポーツの普及向上に寄与するものであること。 （2）公益性のあるもので営利を目的としないものであること。 （3）政治活動又は宗教活動と認められないものであること。 （4）参加者等の参集予定範囲が市内全域又はそれ以上であること。 （5）入場料、参加料、出品料等の経費を主催者が徴収するものについては、その経費の算出等について配慮がなされており、営利事業的なものでないこと。 （6）団体内の親睦等が主たる目的ではないこと。 （教育長の専決範囲） 第4条 後援の承認について、教育長が専決できる行事は次に掲げるとおりとする。 （1）前条第1項に規定する行事 （2）過去に教育委員会が承認した行事（団体又は行事が、前条第2項の規定を満たしているか判断し難いものは除く。）			

学校教育課

■第73回安曇野市教育研究集会					主催：安曇野市教育会会長野県教職員互助組合安曇野支部安曇野市校長教頭組合					種別（後援）		
申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的（趣旨）	開催内容	R5	R4	R3	所管課意見		
安曇野市教育研究集会企画委員会 委員長 竹内 幸浩	幅広く参加者を募り、安曇野市教育研究集会の充実と発展を図るため	6/7	令和6年8月31日（土）	安曇野市内の小中学校で分散開催	学校教育・社会教育等それぞれの場における教育の充実と研究の成果を持ち寄り、互いに協力し研究を深め合って、安曇野市教育の充実と発展を図る	国語教育、外国語教育をはじめとする計18分科会による研究成果を市内10小中学校を会場とし、研究や実践に関しての交換の場とする	○	○	○	基準第3条第2項及び第4条2号により可		
専決日：令和6年6月12日					専決の理由（過去承認）							
■2024年度書き損じはがき回収プログラム					主催：一般社団法人カンボジア地雷撤去キャンペーン					種別（後援）		
申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的（趣旨）	開催内容	R5	R4	R3	所管課意見		
一般社団法人カンボジア地雷撤去キャンペーン 大谷 賢二	市内小中学校の児童・生徒方にこの活動をより理解してもらうため。	6/11	令和6年9月1日（日）～ 令和7年3月31日（月）	市内の学校および 周辺地域	カンボジアの地雷撤去および子どもたちに対する国際理解教育の促進	児童及び生徒会を中心に、書き損じはがき回収を学校内および保護者、地域に呼びかけ回収し、換金後、カンボジアへその支援金を届ける。	○	○	○	基準第3条第2項及び第4条2号により可		
専決日：令和6年6月19日					専決の理由（過去承認）							
■「みんなの学校」大空小学校の木村泰子先生講演会「すべてのこどもの学習権を保障する学校づくり」					主催：ここなら～中信地区こころをつなぐ不登校ひきこもりネットワーク～					種別（後援）		
申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的（趣旨）	開催内容	R5	R4	R3	所管課意見		
ここなら～中信地区こころをつなぐ不登校ひきこもりネットワーク～ 片桐 政勝	市内の児童生徒の皆さんに広く周知するため。	6/19	令和6年8月31日（土）	松本なんなん広場	すべてのこどもが共に学ぶことができる学校をつくられた木村先生の実践を伺い、これからの学校、公教育のあり方を学ぶ。	木村泰子先生の講演会 「すべての子どもたちの学習権を保障する学校づくり」	○	○	○	基準第3条第2項及び第4条2号により可		
専決日：令和6年6月20日					専決の理由（過去承認）							

文化課

■井口喜源治記念館 定期講演会

主催：一般財団法人 井口喜源治記念館

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R5	R4	R3	所管課意見
一般財団法人 井口喜源治記念館 館長 尾台 勉	井口喜源治と、井口を深く信頼した 萩原守衛の交友の姿を学ぶことを 通し、学術文化の振興普及を図るた め。	6/12	令和6年11月2日(土)	安曇野市穂高礫山 公園研成ホール	芸術文化の振興・普及のため	1 演題 井口喜源治と萩原守衛の交友 2 講師 礫山美術館学芸員 武井 敏 先生 3 聴講予定者数 100名	○	○	○	基準第3条第 2項及び第4 条2号により 可
専決日:令和6年6月13日		結果(○)		専決の理由(過去承認)						

■第40回 安曇野で道祖神を語る集い

主催：道祖神まつり実行委員会

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R5	R4	R3	所管課意見
道祖神まつり実行委員会 実行委 員長 保専 勉	昔から続く民間信仰を広く知って いただくことにより、民俗の承継に貢 ずるため。	6/14	令和6年8月24日 (土)~8月25日(日)	穂高神社(参集殿) 及び松本市	道祖神の巡拝、又講師による講演により、伝統あ る道祖神信仰・民間信仰を研究し、多くの人々に 親しんでいただく。	24日:穂高駅前の道祖神祭りを見学した後、穂高 神社参集殿を会場として講演会 25日:松本市博物館を見学した後、松本市内の 道祖神を巡拝し、講師の説明を受ける。	○	○	○	基準第3条第 2項及び第4 条2号により 可
専決日:令和6年6月26日		結果(○)		専決の理由(過去承認)						

■山の日ポスター展2024

主催：公益社団法人 日本グラフィックデザイン協会 長野地区

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R5	R4	R3	所管課意見
公益社団法人 日本グラフィックデ ザイン協会 長野地区 代表幹事 溝口 諒	山の魅力を伝え、山岳観光をPRす るとともに、デザイン価値を知る場 とし、これを機にデザインへの理解、 価値向上につなげるため。	6/24	①8月1日(木)~25日 (日) ②9月21日(土)~30日 (月) ③10月10日(木)~11 月2日(土)	①北アルプス展望 美術館 ②花と器 古道具 草の音 ③長野美術専門学 校	山の日に合わせて、山岳観光をPRするポスター を展示することで、山の日に意識して身近な自然 に目を向け、環境保全の大切さなどを広く知って ほしい。 また、想像教育にも役立ててほしい。	山の日にPRするポスター、あるいは山の魅力を 表現したポスターを展示する。	○	○	○	基準第3条第 2項及び第4 条2号により 可
専決日:令和6年6月28日		結果(○)		専決の理由(過去承認)						

■松本交響楽団第81回定期演奏会

主催：松本交響楽団

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R5	R4	R3	所管課意見
松本交響楽団 理事長 丸山 修 二	音楽文化振興に寄与するため。	6/25	令和6年10月6日(日) 午後2時開演	松本市音楽文化 ホール	松本圏域在住の音楽愛好家で構成されるオーケ ストラによる年1回開催する定期演奏会	クラシック音楽コンサート	○	-	-	基準第3条第 2項及び第4 条2号により 可
専決日：令和6年6月28日		結果(○)		専決の理由(過去承認)						

■第77回県書道展(安曇地区展)

主催：長野県、長野県教育委員会、長野県書道協会、信濃毎日新聞社、公益財団法人信毎文化事業財団

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R5	R4	R3	所管課意見
長野県書道協会安曇支部事務局 代表 千野 秀壽	作品を公募することにより、書文化 の向上と地域社会文化の振興に寄 与するため。	6/27	令和6年10月5日 (土)7日(月)	安曇野市 穂高会 館	広く県民より作品を公募し、審査・展示すること により日本古来の書文化の向上と地域社会文化の 振興に寄与することを目的に県全域に実施する。	審査会員及び公募作品による展覧会を開催す る。県内10地区の会場を巡回し、安曇地区展で は、1300点を展示する。 入場料：大人300円(小中高生は無料)	○	○	-	基準第3条第 2項及び第4 条2号により 可
専決日：令和6年7月2日		結果(○)		専決の理由(過去承認)						

■第64回長野県連合会吟道大会 あわせて第66回松本深志岳風会吟道大会

主催：公益社団法人 日本詩吟学院公認 長野県連合会

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R5	R4	R3	所管課意見
公益社団法人 日本詩吟学院公認 長野県連合会 松本深志岳風会 会長 林 公也	漢詩、和歌、俳句など、日本の伝統 文化を継承・発展に寄与するため。	7/2	令和6年10月26日 (土)	松本市 キッセイ文 化ホール	詩吟を広く一般に周知し、芸術文化の振興を図 る。	一般合吟、合吟コンクール、立体吟、構成吟	-	-	○	基準第3条第 2項及び第4 条2号により 可
専決日：令和6年7月8日		結果(○)		専決の理由(過去承認)						

子ども家庭支援課

■第15回安曇野市長杯争奪少年サッカー大会

主催：安曇野市サッカー協会

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R5	R4	R3	所管課意見
安曇野市サッカー協会 会長 内田 信一	スポーツの普及及び青少年健全育成に寄与する事業であるため	6/7	令和6年7月13日 (土)、14日(日)	市営牧運動場・市 営西穂高運動場	大会を通じて参加者が相互に親睦と団結を深めながら、サッカー技術の向上を目指すとともにリスペクト精神の大切さを学ぶ。	小学生による8人制サッカー大会。予選リーグ及び2次リーグ・順位決定戦を行う。 参加料：1チーム6,000円	○	○	○	基準第3条第2項及び第4条第2号により可
専決日：令和6年6月25日		結果(○)		専決の理由(過去承認)						

■高森信子先生による市民講座～生きづらさを抱えたお子さんをお持ちのご家族の方へ～

主催：「三郷に八」の会

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R5	R4	R3	所管課意見
「三郷に八」の会 水谷 さよ	市の障害者福祉団体活動補助金で実施する市民講座で、今回は特に児童生徒、青少年、その家族や支援者の立場にある教職員に向けたテーマを扱い、子どもや青少年の健康やかな成長に資するものであるため。	6/25	令和6年10月19日 (土)午後1時～4時30分	豊科公民館 2階 大会議室	生きづらさを抱えた子どもに、家族はどう向き合 い対応していけばよいか。子どもの気持ちを理解 し、相手の気持ちを聞き出すにはどうしたら良い か?「風通しの良いコミュニケーションとは」を高 森信子先生から学ぶ。	講演、質疑応答	○	-	-	基準第3条第2項及び第4条第2号により可
専決日：令和6年6月27日		結果(○)		専決の理由(過去承認)						

報告第7号

令和6年度 事業進捗状況報告（懸案事項等）

1 学校教育課

教育総務係・教育指導室・学校教育担当

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
教育振興基本計画	1 7/9（火） 教育振興基本計画策定検討委員会開催	1 アンケートの集計と分析等
学校保健事業関係	1 第1回ストレスチェック実施 7/22（月）～8/4（日） 2 アレルギー対応委員会専門部会 7/9（火）	1 カウンセリングルーム実施 8/18（日） 穂高会館 2 アレルギー対応委員会 7/25（木）
就学時健診業務	1 就学時健康診断（園事前健診） ・6/24（月） 上川手 ・6/25（火） 豊科 ・6/26（水） 有明の森 ・6/27（木） アルプス ・6/28（金） 三郷北部 ・7/1（月） 三郷東部 ・7/2（火） 穂高幼稚園 ・7/4（木） 穂高 ・7/5（金） 花園 ・7/8（月） 西穂高 ・7/9（火） 豊科南部 ・7/11（木） 北穂高 ・7/12（金） 明科南 ・7/16（火） 堀金 ・7/17（水） 明科北 ・7/18（木） 有明あおぞら ・7/19（金） たつみ	左記以外 就学時健康診断（園事前健診） ・8/20（火） やまぶき ・8/21（水） 細萱 ・8/22（木） 三郷西部 ・8/26（月） 三郷南部 ・8/27（火） 南穂高 ・8/28（水） 【眼科】西穂高 ・8/29（木） 【眼科】穂高、穂高幼稚園
就学援助事務	1 就学援助費認定 申請者 795 名：認定 735 名、不認定 44 名、 保留 16 名（要保護児童生徒 3 名、準要保護 児童生徒 732 名） ※保留は市外課税者。所得証明書の提出を 依頼中。 2 新入学児童生徒学用品費及び修学旅行費 支給 7/24（水） 3 医療券（前期）交付（随時）	左記以外 特別支援教育就学奨励費 ・申請案内、受付
GIGA スクール	1 ICT 支援員 9月からの訪問開始に向けた各種調整	左記以外 ICT 教育推進委員会 ・7/26（金）ICT 教育推進 学校代表者会の開催 GIGA スクール運営支援セン ター事業 ・7～8月 夏の ICT 研修会 を各校で開催
コミュニティスクール 事業	1 学校運営協議会運営支援 2 地域学校協働本部連絡会 7/18（木）堀金地域	1 学校運営協議会運営支援 学校運営協議会委員研修 会 7/31（水）豊科公民館 2 地域学校協働本部連絡会 8/1（木）穂高地域

学校安全支援事業	1 学校緊急無線通報システム教室名変更業務実施 2 学校緊急無線通報システムの磁界強度測定（直営） 3 学校緊急無線通報システム教室名変更業務委託作業	左記以外 交通事故0プロジェクト計画
青色防犯パトロール	1 青色防犯パトロール実施者証発行手続中	
小規模特認校制度	1 小規模特認校制度 令和7年4月転入学児童の募集業務実施中 7/11（木）明科地域区長会説明。 ※他4地域区長会には資料配布	1 小規模特認校制度 令和7年4月転入学児童の募集業務実施中
不登校支援	1 教育施設連携促進コーディネーターの活動状況 民間施設等訪問件数 11件 学校訪問による民間施設等を利用する児童生徒の状況把握、情報交換 7校 スマートフォンとの付き合い方講座（民間施設と企画） 保護者向け 6/3（月）実施 5名参加 子ども向け 6/25（火）実施 14名（小3～中3年）参加 2 教育支援センター 課外活動 高校見学 6/19（水）、7/1（月）実施（中学生のみ対象） ちひろ美術館・公園への遠足 7/2（火）実施	左記以外 ・市内の施設の定期訪問を開始 ・定期訪問により収集した児童生徒の情報を、学校関係者や必要に応じてスクールソーシャルワーカー等と共有。 ・市外にて不登校支援等を実施する施設にも学期に数回訪問を実施していく ・民間施設と共同で実施できる体験活動や講座・研修等を企画・調整する。次回8月計画中。
キャリア教育	1 安曇野市中学生キャリアフェスティバルの開催 学校関係者向け説明会 6/11（火） 市内中学校1学年主任参集 参加事業所の申し込みの締め切り 6/21（金） 参加申し込み事業所数（60事業所） 生徒向け事前説明会（1学年） 7/3（水）明科中学校 7/10（水）堀金中学校 2 キャリア教育の推進（明科中学校区） 明科地区小中一貫教育推進委員会 6/11（火） 総合、キャリア部会の討議	1 安曇野市中学生キャリアフェスティバルの開催 生徒実行委員会 7/24（水）18:00～（301会議室） 2 キャリア教育の推進（明科中学校区） 明科三校校長会 7/25（木）

2 学校給食課

学校給食担当

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
給食センター総務費	1 給食センター更新計画策定事務 2 地産地消の取組み 3 学校給食施設点検及び監視指導（松本保健所）7/2（火）南部給食センター	地産地消の取組み
学校給食費会計公会計事業	1 令和6年度給食費第2期振替（7/1（月））	1 令和6年度給食費 小学校 320 円/食 （うち保護者負担 280 円） 中学校 375 円/食 （うち保護者負担 330 円）
各給食センター管理運営事業	1 所管する学校へ安心して安全なおいしい給食を提供できるように、施設及び調理環境の整備の実施（各センター） 2 栄養士の学校訪問開始（各センター） 3 東御市教育委員会視察（7/1（月）中部給食センター）	1 1 学期の給食提供 7/19（金）最終
堀金給食センター設備更新事業	1 堀金学校給食センター厨房機器等更新工事（7月） ・壁塗り替え、天井張替	1 堀金給食センターの休止（3/18(月)～12月）予定

3 生涯学習課

社会教育係

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
中央公民館事業	1 市民大学講座（信州大学との包括的連携事業） 開催日：7/23、8/6・20、9/3・17 隔週火曜日午後7時～8時30分 豊科交流学習センター、全5回 定員70名/回、 2 令和7年二十歳の集い実行委員会（第1回） 開催日：8/11(日)午後1時30分～ 306会議室 3 オンライン日本語教室（長野県モデル事業） 開催日：8/22日～11/28 毎週木曜日 午後7時～8時30分、全15回 定員20名	2 第2回：9/1（日） ・令和7年二十歳の集い 1/12（日）開催 ANC アリーナ

豊科生涯学習係

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
豊科公民館事業	1 親子ふれあい塾夏休みフィールドチャレンジ教室 ・7/24（水）午前9時～午後2時30分 国営アルプスあづみの公園（堀金・穂高地区） 2 トランペットクリニック&ミニコンサート ・8/6（火）午後2時～4時 豊科公民館ホール	

穂高生涯学習係

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
穂高公民館事業	1 第41回穂高納涼祭 ・8/3（土）午後4時30分～8時 穂高会館駐車場	

三郷生涯学習係

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
三郷公民館事業	1 夏休み子ども講座①②③ ・7/31（水）～8/2（金）午前9時～正午 三郷文化公園体育館	

堀金生涯学習係

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
堀金公民館事業	1 「アンラーン（学びほぐし）」の旅 木曾編 ・7/23（火）午前8時から午後4時30分 木曾おもちゃ美術館、さとテラス三岳 2 夏休み子ども公民館①～③ ・7/30日（火）～8/1（木）午前9時～ 堀金公民館 3 常念フェスティバル ・8/24（土）午前9時15分～午後3時 堀金多目的屋内運動場、堀金中央公園	

明科生涯学習係

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
明科公民館事業	1 水辺の安全安心教室※カヌー、サップ体験他 ・7/23（火）午前10時～正午、龍門淵公園	

4 文化課

文化振興担当		
事業	現 況	今後の取り組み
芸術教育普及事業	1 安曇野 AIR2024 ・5～10月：東京藝大出身の作家3名による、滞在、制作、市民との交流、展示 ・市民との交流プロジェクト 布下翔基：「土のポストに伝えたい想いを書いた手紙を投函しよう」プロジェクト 7/2（火）～10/9（水）、高橋節郎記念美術館 2 能楽教室 ・6/18（火） 穂高東中学校 358人参加 ・6/19（水） 穂高南小学校 143人参加 3 新進音楽家コンサート ・オーディション 7/7（日）ジュニア22組・一般10組 審査の結果、ジュニア11組、一般4組が選出 4 ミュージアム活性化事業 ・美術館博物館年間予定表 小中学生を同伴した保護者の入館料を無料とするパスポートの発行（全児童・生徒へ配布） 5月利用者104人、6月利用者23人	1 ・ワークショップ 小林このみ：一般対象「漆塗り小皿絵付けワークショップ」 1回目：8/10日（土）、みらい、2回目：9/20（金）、きぼう ・展示 10/10日（木）～22（火） みらい展示ギャラリー 3 あづみの新進音楽家コンサート 2024 12/7（土）
文化団体補助事業	1 『安曇野文化』第52号 8/31（土）発行	
	2 信州安曇野薪能 ・入場券販売 6/1（土）～ 3 ちくに生きものみらい基金充当事業 ・7/3（水）豊科東小5年 国営アルプスあづみの公園	2 8/24（土）午後5時30分開演 3 8/30（金）豊科東小6年 松本市四賀 化石館
指定管理施設の事業	1 豊科近代美術館 「高山晃展」7/27（土）～9/1（日） ゆりのき展示ギャラリー 2 田淵行男記念館 ・松本一男写真展「山と谷」6/11日（火）～9/8日（日） ・田淵行男写真展「大雪山」6/4（火）～9/1（日）	1 豊科近代美術館は大規模改修工事のため、6/3から令和7年8月下旬（予定）まで休館 2 田淵行男賞写真作品公募 応募受付 12月から令和7年2月まで

博物館担当

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
豊科郷土博物館教育普及事業	1 夏季企画展「絵図から何がわかるか！ …安曇野の江戸時代をみる」 ・期間：7/27（土）～9/23（月・祝） 企画展関連イベント 「大きな古い地図をみよう」①麻績会田舎御絵図 2 平和学習資料展 ・期間・会場：7/2（火）～7/18（木） 豊科北中学校 7/18（木）～7/21（日） 本庁舎	
新市立博物館準備事業	1 第2回安曇野市新市立博物館整備方針検討委員会 ・期日：7/9（火）	

穂高鐘の鳴る丘集会所施設整備事業	1 鐘の鳴る丘集会所大規模改修工事 ・契約(議決)日 6/27(木) ・契約金額 172,700,000 円(税込) ・契約相手方 株式会社相模組 ・工期: 6/27(木)~7/3/28(金) (3/31(月)まで休館予定)	
貞享義民記念館教育普及事業	1 こどもとおとなの<かたちあそび>講座 ・第1回「描いて、たらし、滲ませて!大きな紙におもいきり描こう!」 期日:7/28(日) 2 下田忠壽写真展 昭和の稲作 ・会期: 6/7(金)~6/22(土) 参加者:159 人 3 楡フォトクラブ写真展 ・会期: 7/9(火)~7/15(月) 4 信州ゆかりの作家展 ・会期: 7/21(日)~8/15(木)	1 人権ポスター展 ・会期: 8/24(土)~9/1(日)
文書館施設運営管理事業	1 重要文書等収集・整理(公開資料点数) ・公文書 54,052 点、地域資料 53,126 点(6月末現在) (6月新規点数/公文書 846 点、地域資料 325 点)	
市誌編さん事業	1 安曇野市誌編さん専門調査会(考古部会) ・期日: 7/31(水) 2 安曇野市誌編さん専門調査会(民俗部会) ・期日: 8/26(月)	
文書館教育普及事業	1 前期企画展「今に繋ぎ、伝えてきた区の史実」 文書館講演会「過疎な中で地域資料を守る」 ・期日: 6/16(日) 参加者:31 人 文書館講座「文書等からひもとくお宮あれこれ」 ・期日: 7/21(日)	
臼井吉見文学館管理運営事業	1 講演会「文士の子どもに生まれて」 ・講師:阿川佐和子氏 ・期日:7/12(金) 定員:500 人	

文化財保護係

事業(懸案事項)	特記事項	今後の取り組み
文化財保全事業	1 安曇野市文化財保存活用地域計画 ・策定支援業者と打ち合わせ(随時)	・7/30 第3回協議会開催 ・ワークショップの実施
埋蔵文化財発掘調査事業	1 国道19号の歩道拡幅に伴う明科遺跡群明科廃寺に係る長野国道事務所との保護協議	

図書館係

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
中央図書館	1 ミライ部(中高生対象の講座) ・第1回 7/27(土) みらい 午後5時45分~ 「閉館後の図書館で謎解き」	・第2回 8/2(金) ・第3回 8/7(水)

5 子ども家庭支援課

子ども子育て政策係

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
児童クラブ整備事業	1 教室改修工事等の進捗状況 ・豊科東小児童クラブ被服室改修工事発注予定 7月～10月 ・明南小児童クラブ普通教室改修工事発注予定 7月～11月	
第3次安曇野市子ども・子育て支援事業計画策定業務		1 子ども・子育て会議 ・7/26（金） 13時30分～ 豊科交流学习センター 2階 多目的交流ホール 2 子ども若者意見広場 ・7/27（土）4階 大会議室 13時30分～
こども計画策定業務		1 こども計画策定検討会議 ・7/26（金） 15時30分～ 豊科交流学习センター 2階 多目的交流ホール 2 貧困対策、子ども・若者対策 に関する調査 ・調査機関 7月中旬～8月上旬 予定
黒沢洞合自然公園整備事業	1 特定開発事業認定書の提出 ～7/19	1 実施設計業務 ・履行期間 3月～9月 2 土地利用審議会 ・8月下旬
ファミリーサポート事業	1 ファミサポ協力会員養成講座（前期） ・6/28（金）堀金老人福祉センター 午前9時～ 21人参加（全5回 24時間講習）	

子育て給付係

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
令和6年度 児童手当制度改正	1 児童手当法の一部改正（6月12日公布） ・支給期間延長（18歳年度末まで） ・所得制限撤廃 ・手当額改定（「第3子以降：3万円/月」等） ・支給回数増（年3回→年6回）等	1 制度改正に対応するため、対象者に申請書類を送付

児童青少年係

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
青少年育成環境整備事業	1 松本地方子ども会育成連絡会 ・ 6/24（月）塩尻総合文化センター 午後2時 2 第2回青少年センター運営委員会 ・ 6/28（金）共用会議室 305 午後1時30分 3 青少年の非行・被害防止全国強調月間 ・ 7/1～7/31 4 県下一斉街頭啓発活動 ・ 7/1（月）市内中学校 午前7時30分 5 長野県青少年補導活動推進大会 ・ 7/11（木）小諸市文化会館 午後0時30分 6 青少年センター講演会 ・ 7/13（土）大会議室 午前10時30分 7 子ども学芸クラブ新規加入希望団体説明会 ・ 7/16（火）共用会議室 305 午後2時	1 夏休み街頭巡回活動 ・ 8/19（月）市内5地域 午後6時
青少年体験事業	1 夏休みイベントカレンダー全児童配付 ・ 6/26（水） 2 青少年交流事業参加者募集 ・ 江戸川区花火大会 6/28（金）まで ・ 神奈川県真鶴町交流事業 7/5（金）まで ・ 福岡市東区交流事業（9月） 7/26（金）まで	1 夏休み子ども体験ラボ ①リバーボート親子体験会 ・ 7/21（日）明科龍門淵公園、前川周辺 午前9時 ②葉脈のキーホルダーを作ろう！ ・ 8/1（木）堀金公民館調理実習棟 午前9時 ③ダンス体験をしよう！ ・ 8/7（水）明科公民館講義室 午前10時 2 真鶴町交流事業 ・ 8/8（木）～9（金）神奈川県真鶴町 3 江戸川区花火大会 ・ 8/24（土）～25（日）東京都江戸川区
子ども会育成会支援事務	1 子ども会育成会安全啓発講習会 ・ 7/13（土）大会議室 午前9時15分	
放課後子ども教室実施事業	1 わいわいランド実施 ・ 毎週水曜日 市内10小学校	1 スタッフ研修講演会 ・ 8/21（水）大会議室 午後2時

子ども家庭相談担当〈子ども発達支援相談室〉

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
児童発達支援事業	1 遊びの教室 ・ 7月は4回実施 こあら（1歳児）穂高（7/12（金）） こあら（1歳児）豊科（7/1（月）、7/22（月）） いるか（2歳児）穂高（7/30（火））	1 遊びの教室 ・ 8月は4回の実施を予定
	2 発達相談日（親子であっぷっぷ） ・ 7月は6回実施（7/3（水）、7/9（火）、7/10（水） 7/17（水）、7/23（火）、7/24（水））	2 発達相談日 ・ 8月は3回の実施を予定
	3 運動発達相談日（はいはいたち） ・ 7月は3回実施（7/12（金）、7/19（金）、7/26（金））	3 運動発達相談日 ・ 8月は3回の実施を予定
	4 ことばの相談日 ・ 7月は2回実施（7/4（木）、7/18（木））	4 ことばの相談日 ・ 8月は2回の実施を予定
	5 親子で遊ぼう教室 ・ 7月は1回実施（7/5（金））	5 親子で遊ぼう教室 ・ 8月は1回の実施を予定
	6 子育て学習会 ・ 7月は実施なし	6 子育て学習会 ・ 8月は1回の実施を予定

6 こども園幼稚園課

保育幼稚園担当

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
令和6年度 南穂高認定 こども園 園舎改修工事	南穂高認定こども園 園舎改修工事について 工期：令和6年7/9から令和7年1/14 工事内容： ① 照明LED化 ② 天窓雨漏れ改修 ③ テラスのひさし劣化による落下防止の改修 ガラス→ポリカーボネート ④ 排煙オペレーター更新	

